

社会福祉法人八木山福祉会
指定短期入所生活介護事業所
特別養護老人ホーム八木山翠風苑運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人八木山福祉会（以下「法人」という。）が開設する特別養護老人ホーム八木山翠風苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援・要介護状態にある利用者に対し、適正な生活介護・介護予防生活介護（以下「生活介護等」という。）サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

また、日常生活上の基本動作がほぼ自立し、状態維持・改善可能性の高い要支援者の状態に即して、自立支援と目標指向型の介護予防サービスの提供を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては併設施設と連携を図るとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと緊密な連携のもと、地域から信頼される総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 特別養護老人ホーム八木山翠風苑
- 二 所在地 仙台市太白区恵和町38-10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し、第四号から第五号まで及び第九号を除く職員は併設する特別養護老人ホーム八木山翠風苑（以下「八木山翠風苑」という。）の職員が兼ねるものとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、当該事業所及び併設する八木山翠風苑短期入所生活介護事業所職員の管理並びに各事業所の業務管理を一元的に管理する。

- 二 医師 1名（嘱託）

医師は、利用者の健康管理及び療養上の指導並びに緊急時における処置対応を行う。

三 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者の生活相談、助言援助及び入退居等の業務に当たる。

四 介護員 7名以上（常勤換算）

（ユニットごとに常勤のユニットリーダーを1名以上）

介護員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、適切な介護サービスの提供を行う。

五 看護員 1名以上

看護員は、利用者の健康状態を把握し健康管理に努めるとともに、常に医師との連携を図り、入苑者の生活機能と健康保持に努める。

六 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者の健康保持のために、適正な栄養管理と個々人の体調に合わせた給食の提供のための献立表を作成するとともに、委託業者との連絡調整を密に行う。

七 調理員（業務委託）

八 機能訓練指導員 1名以上（嘱託理学療法士1名以上）

機能訓練指導員は、利用者の日常生活に必要な身体機能の低下防止のための訓練指導を行う。

九 介護支援専門員 1名以上（介護員兼務）

介護支援専門員は、施設サービス計画作成の業務に当たる。

2 前項に定めるもののほか、施設の運営上必要な職員を配置するものとする。

（入所定員）

第5条 事業所の利用定員は20名とし、ユニット数及びユニットごとの利用定員は、次のとおりとする。

一 ユニット数 2ユニット

二 ユニットごとの利用定員 10名

（生活介護等の内容）

第6条 生活介護の内容は次のとおりとする。

一 事業所は、関係職員と協議の上、利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、サービスの目標・当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画書を作成するとともに、利用者又はその家族に対し、内容等について説明を行うものとする。

二 職員は、介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。また、身体的拘束の廃止や虐待防止について取り組むものとする。

- 三 生活介護等にあたっては、1 週間に 2 回以上の入浴又は清拭を行うとともに、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助及びおむつの取り替え並びに離床、着替え、整容その他日常生活上の世話をを行うものとする。
- 四 利用者の食事については、栄養及び利用者の身体の状態並びに嗜好を考慮して適切な時間に提供する。
- 五 生活介護等にあたっては、利用者の心身の状態等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。
- 六 医師及び看護師は、常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行うものとする。また、介護員、栄養士や生活相談員などと連携し褥瘡の発生防止や改善に努めるものとする。
- 七 生活相談員は、常に利用者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他援助を行うものとする。
- 八 事業所に教養娯楽設備等を備えるとともに、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

(利用料、その他費用の額)

第7条 利用料その他費用の額は次のとおりとする。

- 一 生活介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額とし、当該指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業が法定代理受領サービスであることからその 1 割、2 割又は 3 割の額とする。
- 二 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理が生じないように配慮するものとする。
- 三 この事業における利用料その他費用の額は、前 2 項のほか、次の各号に掲げる費用の額を利用者から受けるものとする。
 1. 滞在費 別表料金表 2 に掲げる額
利用者の滞在に要する費用
 2. 食費 別表料金表 2 に掲げる額
利用者に提供する食事の食材料費及び調理費に相当する料金
 3. 前各号に掲げるもののほか、サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要とされるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 四 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、サービスの内容と費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 この事業における通常の送迎の実施地域は、仙台市の一部（太白区、青葉区と若林区の一部）の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 事業所の設備、備品器物は、丁寧に扱うこと。
- 二 居室においては、他人に迷惑にならないよう配慮すること。
- 三 入浴、食事等定時で行う生活日課については、できるだけ協力すること。

(緊急時における対応方法)

第10条 職員は、利用者に身体的急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は仙台赤十字病院に連絡を行ない、必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族及び管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は非常災害に備え、併設の特別養護老人ホーム八木山翠風苑の防災計画に基づいて定期的に防災避難、誘導、その他必要な訓練を行うとともに、職員による自衛消防隊を組織し、災害の防止と防災意識の高揚を図るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を3月に一回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第13条 事業所はサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施すること。

（その他運営に関する重要事項）

第 13 条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 二 継続研修 年 3 回

2 職員は、業務上知り得た利用者及び家族等の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上の知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

（協 議）

第 14 条 この規則に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年12月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月15日から施行する。

(適用期日)

- 2 この規則による改正後の指定短期入所生活介護事業所特別養護老人ホーム八木山翠風苑運営規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。